

# 海上自衛隊管制員技能調査表規則

平成 23 年 4 月 1 日

海上自衛隊達第 13 号

改正 平成31年 4 月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 42 条による改正〕

令和 2 年 6 月 12 日 海上自衛隊達第 21 号〔第 1 次改正〕

海上自衛隊管制員技能調査表規則を次のように定める。

## 海上自衛隊管制員技能調査表規則

### (目的)

第 1 条 この達は、海上自衛隊管制員技能調査表（以下「技能調査表」という。）を作成することにより、航空交通管制業務等実施規則第 2 条第 1 号の航空交通管制業務又は同条第 3 号の飛行支援管制業務（自衛艦における飛行支援管制業務を除く。以下同じ。）に従事する 3 等海佐以下の航空管制幹部（運航隊長等（運航隊長、航空隊（乙）の運航班長又はこれらの者が航空管制幹部でない場合にあつては運航班の先任の航空管制幹部並びに航空管制隊の洋上管制隊長及び教育訓練隊長をいう。第 4 条及び第 5 条において同じ。）を除く。）及び航空管制員並びに航空管制隊の教官たる隊員（以下「管制員」と総称する。）の航空交通管制業務、飛行支援管制業務等に関する経歴、技能、特性等の詳細な把握を図り、もって管制員の適正かつ円滑な人事管理に資することを目的とする。

### (技能調査表の作成)

第 2 条 技能調査表は、次の各号に掲げる部隊に所属する管制員について、当該各号に定める者が調査責任者として作成するものとする。

航空交通管制業務又は飛行支援管制業務を実施する航空基地隊航空基地隊司令  
航空隊（乙）航空隊司令

航空管制隊（洋上管制隊及び教育訓練隊に限る。）航空管制隊司令

### (様式及び記入要領)

第 3 条 技能調査表の様式及び記入要領は別記様式による。

### (作成及び記入時期)

第 4 条 技能調査表は、第 2 条の管制員が航空管制幹部又は航空管制員の特技を取得したときに作成するものとし、その記入時期は種別ごとに次のとおりとする。

種別	記入時期
第 1 表	記入すべき事由が生じたとき。
第 2 表	1 6 月 1 日
	2 調査責任者又は調査担当者（運航隊長等をいう。以下同じ。）

	<p>の補職替えのとき。</p> <p>3 昇任、異動等のため被調査者の調査表の調査責任者若しくは調査担当者又は保管者が異なることとなったとき。</p> <p>4 被調査者の技能又は素質に変化が生じたことを確認したとき。</p> <p>5 配員上特に考慮を要すると認められるとき。</p>
<p>注 過去90日以内に第2表に係る記入を行った場合には、1から3までの記入については、省略することができる。</p>	

2 第2表の記入については、調査担当者と被調査者との間に90日以上職務上の監督関係が存する場合に行うものとする。

3 前項に規定する90日の計算については、それぞれ引き続き30日を超える部外研修、入校、教育入隊、講習、臨時勤務、臨時乗組、休暇、外国出張、休職及び停職（職務に従事した停職の期間を除く。）の期間に含まれる日数を除算する。

（送付、保管及び移管）

第5条 技能調査表は正本1部及び副本2部を作成し、正本は任命権者に送付し、副本1部は航空管制隊司令に送付する（航空管制隊に所属する管制員の技能調査表を除く。）とともに、副本1部（航空管制隊に所属する管制員の技能調査表あつては2部）を当該調査責任者が保管するものとする。

2 被調査者の昇任、異動等のため当該被調査者の技能調査表の保管者が異なることとなった場合、当該技能調査表は、新たに保管者となるべき者に移管しなければならない。

3 技能調査表の保管者及び保存期間は、区分ごとに次のとおりとする。

区 分	保 管 者	保 存 期 間
正 本	任免権者	被調査者が運航隊長等に補職され、若しくは職種を変更され、又は退職し、若しくは死亡した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年。
副 本	所属部隊等の長	
	航空管制隊司令	1 被調査者が運航隊長等に補職された場合は、当該被調査者が退職し、又は死亡した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年
		2 航空交通管制技能証明を有する被調査者が職種を変更され、又は定年によらず退職した場合は、それらの日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年
		3 航空交通管制技能証明を有しない被調査

		者が職種を変更され、又は定年によらず退職した場合は、それらの日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年
--	--	--

附 則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。

海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項

海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2

海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項

- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、令和2年6月12日から施行する。

海上自衛隊管制員技能調査表（第1表）

認識番号：

氏名：

生年月日：

1 昇任履歴

階級				
昇任年月日				

2 履修課程成績

教育課程	成績	修業年月日

3 公資格取得履歴

公資格（技能証明等）	取得年月日

4 部内予備試験成績等評価

飛行場管制	
着陸誘導管制	
進入管制	
ターミナル・レーダー管制	

5 教官履歴

学校等名	勤務期間

「記入後注意」

## 海上自衛隊管制員技能調査表（第2表）

記入年月日：令和 年 月 日

調査責任者			調査担当者						
所属配置		認識番号		階級		氏名			
調査期間	「		個人資格						
限定変更及び機関認定終了年月日（認定・限定）			指 導 官		統 括 管 制 員		試 験 官		
TWR			指定日	解除日		指定日	解除日	指定日	解除日
GCA		TWRM			TWRS				
APCH		GCAM			GCAS				
RDR		RDRM			RDRS				
管制業務又は支援管制業務の技能									
個人資格技能	指 導 官								
	統 括 管 制 員								
	試 験 官								
安全意識、管制規律、TRMに関する意識									
英語技能									
教官技能									
総合評価及び適任配置									

## 1 第1表記入要領

修業成績は、成績順位（分数）を記入する。

なお、航空管制隊の教育訓練隊長は、航空管制隊における課程修業成績を百分順位により記入する。

「部内予備試験成績等評価」欄は、実技、筆記の成績評価及び口述の得点並びに実務訓練期間中の特記事項（弱点又は強点等）について要旨を記注する。

（記入例）

### 海上自衛隊管制員技能調査表（第1表）

認識番号：ME

C

氏名：制管<sup>かんせい こうたろう</sup>太郎航

生年月日：昭和41年5月1日

#### 1 昇任履歴

階級	3等海曹	2等海曹	1等海曹	海曹長
昇任年月日	4.7.1	9.7.1	15.7.1	19.7.1

#### 2 履修課程成績

教育課程	成績	修業年月日
航空管制員課程	/	3.12.8
飛行管理員課程	/	4.2.8
飛行場管制課程	/100	5.6.6
レーダー管制課程	/100	6.7.29
飛行支援管制課程	/100	9.2.8

#### 3 公資格取得履歴

公資格（技能証明等）	取得年月日
航空交通管制職員基礎試験合格証	3.12.8
航空無線通信士	3.6.5
飛行場管制技能証明	6.6.29
着陸誘導管制技能証明	7.7.2
進入管制技能証明	8.6.30
ターミナル・レーダー管制技能証明	8.6.30

#### 4 部内予備試験成績等評価

飛行場管制	
着陸誘導管制	
進入管制	
ターミナル・レーダー管制	

#### 5 教官履歴

学校等名	勤務期間
航空管制隊	11.3.26～14.4.5

## 2 第2表記入要領

「管制業務又は支援管制業務の技能」欄は、各管制業務等の種別について、個別・具体的な定性評価を記注し、それに該当する次の評語を付する。

「特」：抜群 「甲」：人並み以上 「乙」：人並み 「丙」：人並み以下

「個人資格技能」欄は、保有する個人資格について、個別・具体的な定性評価を記注し、それに該当する の評語を付する。

「安全意識、管制規律、TRMに関する意識」欄は、管制業務遂行上の安全確保及び管制規律に関する考え方、特性等並びにTRMに関する意識を記注する。

「英語技能」欄は、航空交通管制業務等において使用する用語及び航空管制等英語能力証明試験結果を踏まえた英語能力並びに英語技能を向上させるために努力している取組等について具体的に記注する。

「教官技能」欄は、航空管制隊教官の教育に関する技能について、個別・具体的な定性評価を記注し、それに該当する の評語を付する。

「総合評価及び適任配置」欄は、将来の教育訓練及び人事管理に的確に資することができるよう具体的に記注する。特に上位の公資格及び個人資格取得の可能性等を付記する。

適任配置は、主として6月1日及び被調査者の昇任、異動等のときの調査における所見を記注する。

「安全意識、管制規律、TRMに関する意識」、「英語技能」及び「総合評価及び適任配置」欄の記注は必須とし、「管制業務又は支

援管制業務の技能」、「個人資格技能」及び「教官技能」欄については、被調査者の配置及び個人資格に応じ記注するものとする。

第4条の規定により、臨時に作成する場合には、本表の頭書に「臨時」(朱書)を付け加えるものとする。

(記入例その1)

「記入後注意」

海上自衛隊管制員技能調査表 (第2表)

記入年月日：令和 年 月 日

調査責任者		〇〇航空基地隊司令 1佐			調査担当者		〇〇運航隊長 3佐			
所属配置	〇〇空基運航隊運航班	認識番号	ME〇〇-〇〇〇〇〇〇C		階級	海曹長	氏名	管制 航太郎		
調査期間	「 . . . ~ . . . 」		個人資格							
限定変更及び機関認定終了年月日 (認定・限定)		指 導 官			統 括 管 制 員			試 験 官		
TWR	「 . . . (限定) 」			指定日	解除日		指定日	解除日	指定日	解除日
GCA	「 . . . (限定) 」		TWRM	「 . . . 」		TWRS	「 . . . 」		「 . . . 」	
APCH			GCAM	「 . . . 」		GCAS	「 . . . 」			
RDR			RDRM			RDRS				
管制業務又は支援管制業務の技能		飛行場管制「甲」、着陸誘導管制「甲」：知識技能は優良である。特に航空交通量が多い状況においては、自己の管制業務を的確に実施するとともに、他席の補助も積極的に実施できている。また、航空管制器材全般に係る知識に精通しており、航空管制器材に不具合が発生した際の対処能力に優れている。								
個人資格技能	指 導 官	TWRM「甲」、GCAM「甲」：教育指導能力は優良である。訓練員個々の特性に応じた訓練指導を実践することにより、訓練員の育成に成果を上げている。特に、調査期間中、術科に関する自信を喪失して退職を希望する訓練員を親身に指導した結果、同訓練員は自信を回復しTWR技能証明を取得する成果があった。								
	統括管制員	TWRS「甲」、GCAS「甲」：管制所における指揮監督能力は優良であり、全幅の信頼を置くことができる。								
	試 験 官	「甲」：評価は的確である。また、試験に臨む姿勢は厳正かつ公平であり、信頼できる。								
安全意識、管制規律、TRMに関する意識		安全に関する姿勢及び管制規律共に厳正である。特に管制業務に関わる部内外の事故、海自危険報告等の教訓について熟知しており、当該知識を同種事案の再発防止に役立てようとする着意がある。また、部下管制員に対し当該知識を踏まえた適時適切な機会教育に努めている。さらに、統括管制員として勤務する際、航空交通量に応じた的確な管制員の配置指定ができており、ワークロード管理が適切である。								
英語技能		英能証合格 ( . . . )。自己研鑽に努め、高い英語能力を有している。〇〇運航隊の管制員の英語教育推進の中核である。								
教官技能										
総合評価及び適任配置		管制員として優れた資質を有しており、全般の知識技能は優良である。勤務態度は厳正である一方、人間的な温かみと向上心に裏打ちされた実力を兼ね備えており、部下管制員からの信望が厚い。今後とも管制現場において指導的立場での活躍が大いに期待できる人物である。 年齢的なハンディはあるものの、ターミナル・レーダー管制の公資格及び個人資格の取得に、十分対応可能である。 適任配置：ターミナル・レーダー管制実施部隊								

(記入例その2)

「記入後注意」

海上自衛隊管制員技能調査表 (第2表)

記入年月日：令和 年 月 日

調査責任者		〇〇航空基地隊司令 1佐			調査担当者		〇〇運航隊長 3佐					
所属配置	〇〇空基運航隊運航班	認識番号	M000-0000000C		階級	2等海尉	氏名	海上 一朗				
調査期間	「 . . . ~ . . . 」		個人資格									
限定変更及び機関認定終了年月日 (認定・限定)			指 導 官		統 括 管 制 員			試 験 官				
TWR	「 . . . (認定) 」		TWRM	指定日	解除日	TWR S	指定日	解除日	指定日	解除日		
GCA	「 . . . (認定) 」			「 . . . 」			「 . . . 」	「 . . . 」				
APCH				GCAM	「 . . . 」			GCAS			「 . . . 」	「 . . . 」
RDR				RDRM				RDR S				
管制業務又は支援管制業務の技能		<p>飛行場管制「乙」：基本的な知識技能は有しているが、不測事態等、通常と異なる状況における処置判断に向上の余地がある。</p> <p>着陸誘導管制「乙」：基本的な知識技能は有しているが、航空管制器材に不具合が発生した際の対処要領について一部知識が不足している。</p>										
個人資格技能	指 導 官	<p>TWRM「乙」：通常の航空交通状況であれば問題なく訓練指導を実施できる。ただし、不測事態等、通常と異なる状況において、訓練員に対し不必要な助言を行う等、一部の的確性を欠く指導が見受けられる。</p> <p>GCAM「乙」：実機による実技指導に大きな問題はないが、ARTS擬似目標発生装置を使用した訓練指導に向上の余地がある。</p>										
	統 括 管 制 員	<p>TWR S「丙」、「GCAS「丙」：資格取消し( . . . )。飛行場管制所における不適切な指揮監督(業務管理)及び管制処理(ODO滑走路点検中、飛行場管制席の訓練員が同点検を失念し、出発機に離陸許可発出した状況を看過)による。(危険報告(〇空基総第〇号。令和〇年〇月〇〇日)参照)。本事象は、交代者を得ることなく、食事のため直員2名を管制所から安易に離脱させ、統括管制員たる同人が飛行場管制席の指導官と地上管制席を兼ねたことが原因となったものであり、統括管制員の処置判断として極めて不適切である。</p>										
	試 験 官											
安全意識、管制規律、TRMに関する意識		<p>統括管制員として管制業務実施中の危険要因を見過ごす傾向があること、及び直員に対して迎合的な傾向が見受けられる点は注意を要する。さらに、統括管制員としての意思決定及び航空交通状況に応じたワークロード管理が不適切であり、継続的な指導を要する。</p>										
英 語 技 能		<p>英能証合格( . . . )。優れた英語力を有している。英語には興味と自信を持っており、積極的に技能の向上に努めている。</p>										
教 官 技 能												
総合評価及び適任配置		<p>温厚な人物であるが、業務に取り組む姿勢が全般的にやや消極的である。特技技能の向上に対する熱意が希薄であることに加え、要務処理に臨む事前準備及び検討の不足が、危険要因を見過ごす、処置判断が場当たりの又は甘くなる等の不具合の要因となっている。指導的立場にある幹部として弱点を克服するよう指導を継続しているが、顕著な改善は見られない。</p> <p>適任配置：支援管制所(陸上)又は共通配置</p>										